

川情審査答申第7号  
平成16年11月11日

川口市長  
岡村幸四郎様

川口市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 兼子 仁

川口市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年7月8日付け川市収第49号により諮問のあった件について、  
別紙のとおり答申します。

記

「請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書」についての不開示決定  
に対する異議申立て（個人情報保護諮問第2号）

## 答 申

### 1 審査会の結論

不服申立人には、川口市個人情報保護条例に基づいて自己に関する印鑑登録証明書交付申請書の開示を請求する権利があるが、本件開示請求で指定された期間内にあつては同上申請書は全く存しなかったと認められるので、その不存在を理由とする川口市長の不開示決定は妥当である。

### 2 不服申立ておよび審査の経緯

(1) 本件の不服申立人〇〇〇〇〇さん（以下「申立人」という。）は、平成16年3月16日、川口市個人情報保護条例（以下「条例」ないし「保護条例」という。）13条1項に基づいて、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、自己に関する印鑑登録証明書交付申請書（平成16年2月1日から同年3月16日までの分）の閲覧を請求した。

これに対し実施機関は、同年3月29日付けで、条例18条2項に基づき、「請求文書不存在」を理由に不開示決定を申立人に通知した。

(2) 申立人は、平成16年7月1日、上記の不開示決定の取消しを求めて、川口市長に対し異議申立てを行った。

川口市長はこの異議申立てにつき、条例28条に基づき、同年7月8日付けで、当審査会に諮問している。

(3) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成16年7月20日付けの理由説明書が提出され、これに対して申立人は、同年8月16日付けで意見書を提出した。

当審査会は、同年10月18日に実施機関の職員から意見を聴き、同年11月11日に申立人から口頭意見陳述を受けている。

### 3 審査会の判断

当審査会は、本件の争点をなす問題について、以下のとおり判断する。

#### 3-1 申立人は自己に関する印鑑登録証明書交付申請書の開示を請求できるか

(1) 実施機関は、本人以外の第三者が印鑑登録証明書の交付申請をした場合、請求者の個人情報を保護する必要から、本人に申請書を全部開示できるかどうかには判断

の余地が残る、と主張している（理由説明書）。

それに対して申立人は、印鑑登録証明の第三者申請は名義人本人の利害にかかわる重要事件であって当然本人に開示されてしかるべきである、と主張している（異議申立書および意見書）。

この争点は、本件において法的に前提となる問題であると解されるので、まずこの問題から判断していく。

- (2) 印鑑登録証明書を第三者が交付申請する場合にも、必ず登録名義者本人の住所・氏名、生年月日、性別が記されることになり、その本人にとってまさに、保護条例13条1項にいう「自己に関する個人情報」（自己情報）に当る。

しかし同時に、交付申請第三者の住所・氏名が「窓口に来た」「代理人」のそれとして記されている。そこで上記の証明書交付申請書には、本人および代理人の情報が併存しており、“個人情報併存”の公文書となる。

- (3) 保護条例15条2号によると、本人が自己情報の開示請求をした場合にも、第三者の個人情報が併存しておりその「正当な権利利益を害するおそれがある」ときは開示しないことができる。

しかしながら、住民票の写しや戸籍謄抄本の第三者交付申請とはちがって印鑑登録証明書の第三者交付申請にあっては、その第三者は必ず登録名義者本人の「代理人」に限られ印鑑登録証（手帳またはカード）を携帯している者である（川口市印鑑条例15条）。

したがって、印鑑登録証明書の代理人申請にあっては、代理人第三者の保護利益が本人の権利利益に優先するとは考えられず、本人は自分の意識しない代理人申請の情報を知る権利を有するものと解される。

このことは、本市における印鑑登録証明書の専用端末機による交付システムの状況にかんがみても裏付けられる。この証明書自動交付の場合、実際に交付を受けた者が本人か代理人かも区別されえず、登録を受けた暗証番号を知っている代理人は本人なみに自動交付を受けられる（上記印鑑条例16条）。ただし、市の印鑑情報電子データとして「証明発行履歴」が保存されており、本人はそれを確認する意味で保護条例に基づくその開示請求をなしうるであろう。

### 3-2 本件請求申請書が「不存在」であるか否かという問題

- (1) 印鑑登録証明書交付申請書の原本の束は、市役所の市民生活部市民課や各支所および3駅連絡室に保存されている。

実施機関によると、それらを照合調査したところ、本件請求にかかる当該申請書（平成16年2月1日から同年3月16日までの分）は存在しなかったという（理

由説明書)。それに対して申立人は、本件開示請求の直前1か月余の申請書なので存在しない訳がないと主張している（異議申立書）。

そこで当審査会の職権で調査した結果、申立人に関する印鑑登録証明書交付申請書は指定期間内については全く存在しなかったと認められた。

(2) 上記の交付申請書「不存在」の認定は、下記の事実によっても裏づけられている。

市役所市民課が保管する電磁的記録として、前記の自動交付に限らずすべての証明書交付情報が、印鑑情報データ中の「証明発行履歴」に残されているが、本件の開示請求期間については、申立人に関する証明書発行履歴は全く記録されていないのである。

(3) もし本件の開示請求期間内に申立人本人による交付申請書のみが存在するとしたならば、それは当然申立人本人に開示されるが、交付申請書が全く存しない本件にあっては、いわば“ない袖は振れない”のであって、申立人に開示するに由ない。

以上により、申立人に対して実施機関がした印鑑登録証明書交付申請書の不開示決定は、妥当であると判断される。

平成16年11月11日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚肇

委員(会長) 兼子仁

委員 馬橋隆紀